

公益認定等委員会だより(その5)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 2 年が経過しましたが、国の公益認定等委員会では 7 人の委員、事務局職員共々、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人のサポート、新制度の意義や委員会での最近の取組み等に関する広報活動を積極的に行っています。

今号では、蓮舫大臣からの新年のメッセージ、申請サポートの紹介、円滑な移行に関するアンケート結果の公表、公益認定等委員会の委員からのメッセージ、公益認定等委員会委員長からのメッセージ等をお届けします。

【目 次】

I 蓮舫大臣からのメッセージ 公益活動を応援いたします！	・・・ P 1
II 法人関係者の皆さまへ	
1. 各種の法人サポートの取組を実施しています	・・・ P 3
2. 法人のお悩みに合った申請サポートを紹介します	・・・ P 4
3. よくある誤解について回答します	・・・ P 6
III 委員会からのお知らせ	
1. 国における申請・答申等の概況（平成 22 年 11 月末現在）	・・・ P 8
2. 最近の公表資料	・・・ P 9
3. 申請書類に関する注意事項	・・・ P 9
4. 公益認定等委員会委員からのメッセージ	・・・ P 10
IV 公益認定等委員会委員長からのメッセージ	・・・ P 12

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益活動を応援いたします！～

1 月 1 日に蓮舫大臣より、民間による公益活動を積極的に応援する立場から、公益法人に向けて、「柔軟かつ迅速」をモットーにスピーディーな審査を進めていることを紹介し、早期申請の検討をお勧めするメッセージを発出しました。



内閣府特命担当大臣 蓮舫

公益活動を応援いたします！

明けましておめでとうございます。内閣府特命担当大臣（行政刷新）として、新公益法人制度を担当している蓮舫です。

内閣府では、平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されて以来、法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重した審査を行い、これまでに 396 法人の認定等を行ってきました。今後とも多様で良質な公益の担い手を積極的に世に送り出していきたいという考えのもと審査を進めてまいります。

公益認定等を受け活動されている法人が、文化の普及・発展や環境問題の改善など様々なニーズに対して、社会に貢献したいという志のもと、それぞれの特性を活かし取り組まれていることに敬意を表するとともに慶びを感じています。

一方で、公益法人には社会的な責任を果たすことも求められており、その活動実績や運営状況について、社会へ明らかにしていくことが必要だと考えています。また、こうした情報提供は、法人にとっても、公益活動への賛同者を増やす契機となり、寄附やボランティア活動などの支援の充実に繋がることで、新たな公益活動の原動力になるものと考えております。

国民の皆様には、これらの情報に触れていただくことで、自らが共感できる活動に出会い、自らの選択でそういった活動との関わりを模索し、自らの居場所と出番を発見されることを期待しています。

従来の公益法人からの移行期間（平成 25 年 11 月末まで）が残り3年を切りました。これから申請される法人も数多くあると思います。内閣府では、法人サポートに取り組んでおり、今年からは申請の検討のポイントとなる動画コンテンツの配信や民間の専門家を活用した相談会の地方開催を始めるほか、審査終了の際に希望される移行の日程をお伺いし、認定日等の調整も行っております。こうしたサポートをご活用いただき、できる限り早期に申請していただきますようお願いいたします。

本年も引き続き、民間による公益活動を応援する立場から、公益認定を通して、「民」による公益の増進に積極的に取り組んでいきますので、それぞれの立場からのご協力をお願いするとともに、国民の皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

2011 年1月1日

Ⅱ 法人関係者の皆さまへ

1. 各種の法人サポートの取組を実施しています

内閣府では、以下のような各種の法人サポートの取組を実施（又は予定）しています。ぜひ積極的にご活用ください（いずれも無料でご利用いただけます。）。

詳しい内容や予約方法等については、新公益法人制度に関する国と都道府県の公式総合情報サイト「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください。

A 動画によるポイント解説 ※準備中（平成 22 年 12 月現在）

申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツをホームページで配信予定です。

B 申請書類の記載例公表

申請書類の記載例を「公益法人 information」で公表しています。

C よくある誤解への回答

6 ページをご覧ください（全体版は「公益法人 information」に掲載しています。）。

D 基礎的研修会の開催 ※準備中（平成 22 年 12 月現在）

基礎的な内容に特化した研修会の開催を予定しています。

E 業態別説明会への講師派遣（要事前申込）

法人等が開催する研修会等に当事務局職員を講師として積極的に派遣しています。業態別に
よくある課題に焦点を絞るなど、より個別事情に合わせた説明が可能です。

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします（謝金は不要です。）。

F-1 窓口相談（要事前申込）

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1 回 45 分の窓口相談を実施しています。「公益法人 information」からインターネットによる予約申込ができるようになりました。

（相談内容）・移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・定款の変更の案の内容等に関するもの

F-2 電話相談

専門相談員による予約不要の電話相談を実施しています。

（相談専用ダイヤル）**03-5403-9669**

（時間）平日 10 時～16 時 45 分

F-3 民間の専門家を活用した相談会（要事前申込）

月に 1～2 回程度、内閣府が委嘱する民間の専門家（弁護士、公認会計士等）を相談員とした相談会を開催しています（1 法人につき 1 時間程度）。

今後は地方での開催の拡充も予定しています。

【写真】第 11 回相談会（仙台開催）の相談風景



2. 法人のお悩みに合った申請サポートを紹介します

内閣府では、平成22年9月13日から24日にかけて、国が所管する未申請の特例民法法人に対し、新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケートを行いました（中間集計結果については次ページ参照）。

このアンケートから浮かび上がった課題への対応策として、前ページで紹介した各種法人サポートをうまくご活用いただき、新しい公益法人制度への移行を円滑に進めていただきますようお願いいたします。

法人サポートの活用にあたっては、貴法人の検討状況に応じて適切な方策を選択されることをお勧めします。

	A 動画	B 申請書類 例の公表	C よくある 誤解	D 基礎的 研修会	E 業態別 説明会	F 個別 相談	G その他 ※
・制度の基礎が分からない。	○	○	○	○			・パンフレット
・公益法人と一般法人のいずれを選択するのがよいか分からない。	○		○	○	○		
・機関設計がよく分からない。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○			△		△	・パンフレット ・申請の検討にあたって(はじめに) ・FAQ
・小規模なので作業負担が重く感じる。 (申請書類作成中・作成準備中の法人を除く。)	○	○	○	○	△	△	・申請の検討にあたって(はじめに)
・申請書類の記載で分からない点がある。自信を持ってない。	○	○	○		△	○	・申請の手引き ・ガイドライン ・FAQ ・モデル定款

※ 前ページで紹介している法人サポートの他に、「Gその他」は、パンフレット、申請の検討にあたって（はじめに）、公益認定等委員会だより、よくある質問（FAQ）、申請の手引き、電子申請の手引き、公益認定等ガイドライン、モデル定款 等

(注)「申請の検討にあたって（はじめに）」は、「公益法人 information」ホームページの「～はじめに～」からもご覧いただけます。https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/atari.pdf

新しい公益法人制度への円滑な移行に関するアンケート 中間集計結果

平成22年12月

調査対象法人数	6,051法人(※)
回収数(回収率)	3,509法人(約58%)
調査期間	平成22年9月13日～24日

(※) 国が所管する特例民法法人のうち、調査開始時点で未申請の法人

問1 申請期間が平成25年11月末までとなっていることをご存知でしたか。

ア. 知っていた (99%) イ. 知らなかった (1%)

問2 公益法人と一般法人のどちらに移行される予定ですか。

ア. 公益法人への移行認定 (38%) イ. 一般法人への移行認可 (41%)
ウ. 他法人との合併を予定 (1%) エ. 解散を予定 (3%)
オ. 未定 (18%)

問3 いつごろに申請される予定ですか。

ア. 平成22年度 (16%) イ. 平成23年度 (47%)
ウ. 平成24年度 (22%) エ. 平成25年度 (2%)
オ. 未定 (12%)

問4 どちらの行政庁に申請される予定ですか。

ア. 内閣府 (64%) イ. 各都道府県 (30%) ウ. 未定 (6%)

問5 現在の検討状況はいかがですか。

ア. 着手していない (8%) イ. 今後の方針を検討中 (29%)
ウ. 申請書の作成準備中 (55%) エ. 申請書の作成中 (8%)

問6 申請に当たっての問題点がありますか。(複数回答可)

ア. 何から始めればよいのか分からない (5%)
イ. 公益法人と一般法人のどちらに移行すべきかが分からない (11%)
ウ. 申請作業について技術的に分からない点がある (39%)
エ. 法人内部で検討体制が組めない (23%)
オ. 相談先が分からない(相談する相手がいない) (10%)
カ. 電子申請の方法がよく分からない (11%)
キ. その他 (17%)
ク. 着々と準備中である(いまのところ問題点はない) (30%)

問7 (1)「公益法人 information」をご存知ですか。

ア. 活用したことがある (59%) イ. 知っていたが、活用したことはない (31%)
ウ. 知らなかった (9%)

問7 (2)「公益認定等委員会だより」をご存知ですか。

ア. 活用したことがある (43%) イ. 知っていたが、活用したことはない (36%)
ウ. 知らなかった (18%)

3. よくある誤解について回答します

公益認定等委員会には、公益法人の新制度について様々な問い合わせが寄せられています。その中から、お問合せの多い事項、間違いやすい事項について説明しています。

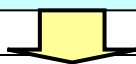
(なお、「よくある誤解」の全体版は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください)

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

【質問1】

当協会では、退職給付引当資産、記念事業資金等の資産を所有し、同額を負債の部に引当金計上しています。

一部の引当金について負債計上が認められないと聞きましたが、負債として計上できる引当金とは一体どのようなもののでしょうか。



【回答1】

法人が任意で積立を行った～引当預金と、負債計上された～引当金は性質が全く異なります。

引当金とは、適正な期間損益を算定するため、一定の要件を満たした場合に、将来の費用または損失を見越し計上した際に生ずる貸方勘定です。

以下の4つ全ての要件に該当するものは引当金として負債計上し、当期の負担に属する部分の金額を費用または損失として計上しなければなりません。

- ・将来の特定の費用または損失であること
- ・発生が当期以前の事象に起因すること
- ・高い発生可能性があること
- ・金額が合理的に見積り可能であること

従ってこれらの要件を満たさない引当金は、負債として計上することは出来ません。

【質問2】

10年を超える特定費用準備資金は認められないのでしょうか。



【回答2】

そんなことはありません。事業の内容や時期が具体的であり、必要な費用を合理的に見積もることが可能であれば、実施までに10年を超える事業であっても、特定費用準備資金の対象とすることが可能です。

【質問3】

当社団法人〇〇協会では法人格を異にする団体を有し、本部たる〇〇協会が連携して事業を行うこととしていますが、移行認定後は、法人格を異にする団体は「〇〇協会××支部」を名乗ることはできないと聞きました。



【回答3】

従来、法人格を異にする団体が支部を名乗ることについては慎重に対応してきましたが、今後は以下のような扱いにしたいと思います。

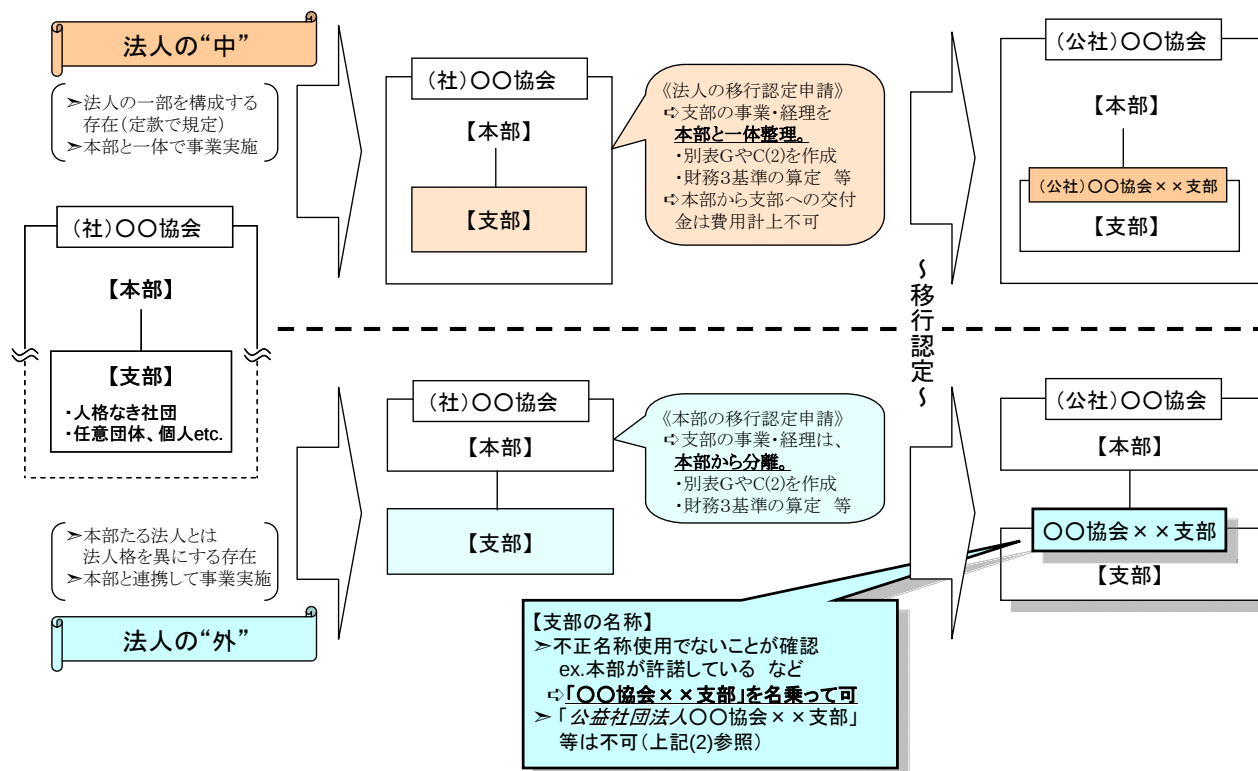
(1) 任意団体や個人を法人の支部として位置づけている場合、移行認定申請に当たっては、その支部は法人の“中”なのか（法人の一部なのか）、それとも“外”なのか（法人格を異にするのか）を整理する必要があります（下図参照）。

(2) 支部を法人の“外”と位置づけた場合でも、法人支部を名乗ることについて、不正目的での名称使用（認定法第9条第5項）に該当しないことが確認できるのであれば、当該支部が「〇〇協会××支部」を名乗ることは可能です。

※但し、特例社団法人でないものが「社団法人」を、公益社団法人でないものが「公益社団法人」を、その名称に冠することはできません（認定法第9条第4項、整備法第42条第5項・第6項）。

(3) なお、支部を法人の“中”と位置づける場合は、移行認定後、当該支部は「公益社団法人〇〇協会支部」を名乗ることになります。

(4) この他、支部の扱いについてはFAQ問Ⅲ-1-①・②を参照下さい（Ⅲ1①の3段落目は、趣旨を明確化するため、一部修正しています。）。



Ⅲ 委員会からのお知らせ

1. 国における申請・答申等の概況(平成 22 年 11 月末現在)

① 申請・審査・答申等の件数

- ・ 平成 22 年 11 月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- ・ 国所管の特例民法法人 4,960（地方支分部局を除く、平成 20 年 12 月 1 日現在）に対し 778（15.7%）（注 1）が移行認定・認可の申請を行っています。

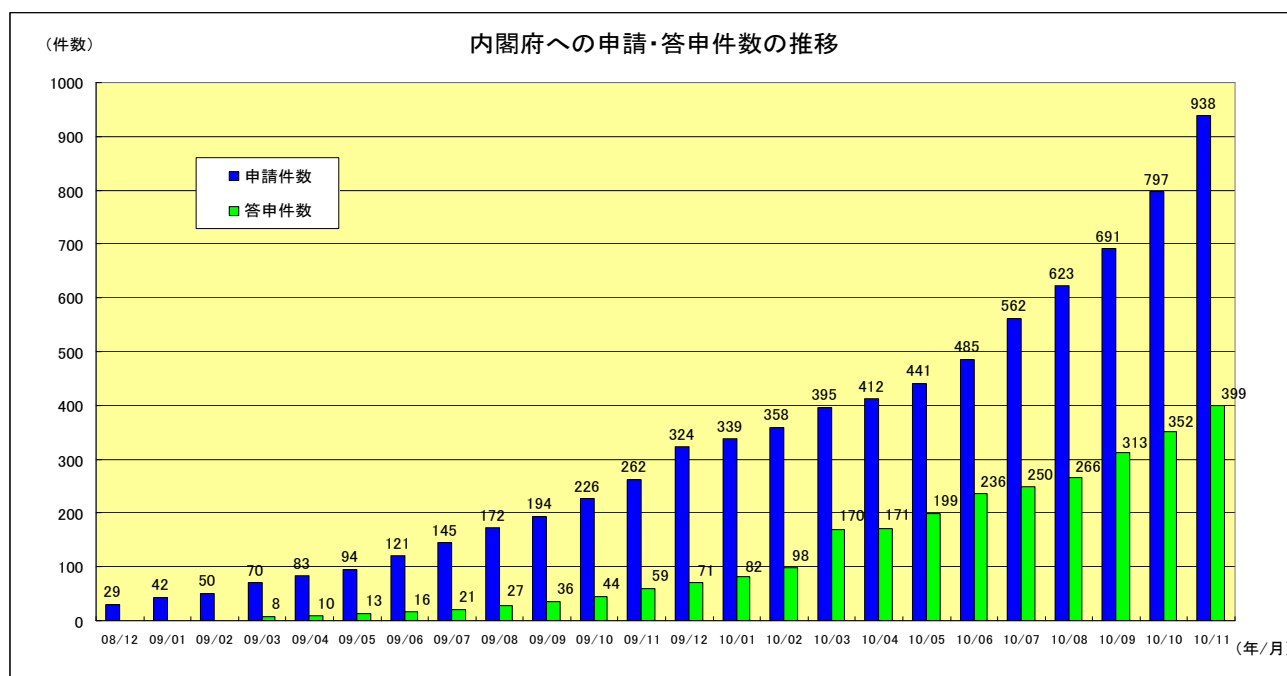
（注 1）申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない

また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は 345 件で、上記国所管の特例民法法人数に対し 7.0% となります。

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	620(174/446)	289(96/193)	274(56/218)	57(22/35)
移行認可	237(122/115)	144(71/73)	71(39/32)	22(12/10)
新規認定	68(33/35)	10(4/6)	44(20/24)	14(9/5)
変更認定	12(6/6)	2(1/1)	9(4/5)	1(1/0)
合併認可	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合 計	938(335/603)	445(172/273)	399(119/280)	94(44/50)

（注 2） カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- ・ 平成 22 年 11 月末現在の月別の申請及び答申件数(累積)の推移は次のとおりです。



② 監督について

これまでに 4 法人について、認定法（注 3）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。

（注 3） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

③ 申請の増加と審査の迅速化について

申請件数については、本年4～6月の申請件数が90件、7～9月が206件でしたが、10月は106件、11月は141件と最近になり急激に伸びており、前項のアンケート調査の結果からも引続き増加傾向にあると考えられます。

また、審査の迅速化については、本年4月以降、申請から4ヶ月で認定等することを目標に取り組んでおり、4月から7月に受け付けた165件の申請（移行認定、移行認可、公益認定）については、そのうち104件（約65%）の答申を行っております。なお、104件の平均審査日数は102.2日となっております。

2. 最近の公表資料

こちらでも情報発信しています

- ・「J F C V I E W S」10月号（（公財）助成財団センター）

〔寄稿〕 八つの疑問を解消して早めの申請を〔委員 出口正之〕

- ・「税理」11月号（（株）ぎょうせい）

〔インタビュー〕 公益法人の新制度移行は運営を見直す絶好のチャンス〔事務局 早川企画官〕

- ・「日経ビジネス・オンライン」11/29日UP

〔インタビュー〕 企業、個人こそ「公益」を担え〔委員長 池田守男〕

- ・「文化庁月報」NO. 507（文化庁）

〔寄稿〕 内閣府による公益認定等の基本的な姿勢〔事務局〕

3. 申請書類に関する注意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

（※全体版については、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類について

- ・ 非常勤理事や評議員に対して、職務遂行の対価として支給する日当や出席謝金は、一般的には報酬に該当しますので、規定する必要があります。
- ・ また、各監事の報酬等の上限額等を定め、その範囲内で理事又は理事会が各監事の具体的な金額を決定することはできません。特に「役員」とまとめて規定する場合には注意が必要です。
- ・ （※ 詳しくは、FAQ問V-6-①～⑥を御参照ください。）

4. 公益認定等委員会委員からのメッセージ ～柔軟・迅速な審査～

平成23年を迎えるにあたり、公益認定等委員会委員から「柔軟・迅速な審査」の観点から日頃感じていることをメッセージにさせていただきましたので、ご紹介させていただきます。

【池田 守男 委員長】

公益認定等委員会では、各法人の志を尊重し特徴を理解した上で、法人の衣替えのお手伝いをするという考えのもと「暖かい」審査に臨み、審査を進めるにあたっては法人の皆さまの協力を得ながら迅速な審査に心がけております。

今後も志のある多くの法人が誕生し、民間の公益活動が盛り上がることで、社会の多様なニーズに対して、行政部門や営利部門を補完する以上のものがもたらされることを期待しています。委員会としても、少しでも公益活動の発展の力になれるよう引き続き取り組んでまいります。

【雨宮 孝子 委員長代理】

2013年11月末の期限まで3年を切りました。公益認定等委員会は、これまでもまして『柔軟・迅速』を旨として認定・認可の作業に取り組んでまいります。柔軟・迅速とは、認定を緩やかにするというのではなく、細部にわたって厳格さを通すのではなく、本質的な部分は丁寧に、審査にメリハリをつけるということです。申請された法人の事業内容を見ますと、民間ならではの配慮や取り組みがなされています。寄付や会費で支援された公益法人が、社会のさまざまな分野で、自由に活躍できる社会の実現を私たちは後押しして行きたいと願っております。

【海東 英和 委員】

日本には素晴らしい非営利活動がこんなに沢山あるんだと実感する毎日。そんな公益活動に邁進される方々を広く世間に知らしめ、夢や意欲を与えたい。そして、何でも官に頼る国民性から一歩前進したいですね。

心配の種である収支相償の黒字は公益に資する活動や施設取得等に向くなら問題になりません。要は公益への志と、その方法が公正か。10月から申請も月100件を超え、新しき国創りの主人公が続々誕生する、めでたき年の幕開けです。

【^{かへの}門野 ^{いずみ}泉 委員】

正義と寛大さのバランス

キリスト教の世界では、神ならぬ身の人間は、間違いや罪を犯す存在とみなす傾向が強い。ところが、日本では性善説が主流であり、失敗や間違いを犯すと、「あってはならない間違い」を犯したと糾弾され、深い反省を要求される。「柔軟・迅速な取り組み」は、正に、性善説に基づくもので、目標達成には人間への深い信頼が不可欠である。非常勤委員としては、正義と寛大さのバランスをとることが肝要な責務と考えている。

【^{きたち}北地 ^{たつあき}達明 委員】

公益の認定は試験ではありません。つまり、空欄に予め決められた答を入れてくれとか、技量の水準を測るとかいうようなものではありません。真に社会のために行われる事業であるのか？その有意義な事業を持続的に発展いただけるのか？というような観点で、むしろ試されているのは私たちの良識や洞察力であるともいえます。事務局と委員会は、素晴らしい公益法人がより多く社会に出ていただけるよう一丸となって取り組んでおります。

【^{でぐち}出口 ^{まさゆき}正之 委員】

「新しい公共」の担い手として絶好のチャンスです！

非営利組織には「エドセルの法則」と呼ばれる力が強く働くことが知られています。「市場」というフィードバックシステムがないために、時に社会的に重要性が失われたことでも、継続して実施してしまう力が働くということを意味しています。この慣性力に抗うことは存外難しいことかもしれません。しかし、今回の制度改革は、自らの組織を見直す契機にもなると思います。「新しい公共」の主要な担い手として、これまで以上に公益法人の皆様のご活躍に期待致します。

【^{ほり}堀 ^{ゆたか}裕 委員】

民による積極的公益参加の為に可能な限り柔軟に対応し、公益活動を支えて参りたく存じます。傍々、公益という名を借りた共益事業、或いは私益事業についてはその内容を充分事前に検討し、必要に応じ事後の適時適切な監督規制を通じ、適正な公益活動の維持に努めて参りたく存じます。透明性が高く可能な限り継続性を持った判断基準の構築・維持に微力では御座いますがその職責を果たして参りたく存じます。

Ⅳ 公益認定等委員会委員長からのメッセージ ～民による公益の増進を目指して～

平成 22 年 12 月 1 日

新公益法人制度施行三年目を迎えて ～民による公益の増進を目指して～

○新たな公益法人の誕生

平成 20 年 12 月に新公益法人制度が施行されて以降、各法人において認定等に向けた取組みを進めていただいていると思います。内閣府では、これまでに約 900 件、最近 3 ヶ月だけで約 300 件の申請を受け付けており、申請に対しては、民間による公益活動を行おうという志に基づく法人の創意工夫や自主性をできる限り尊重し、「暖かく」審査に臨み、これまでに約 400 件について認定等を行ってまいりました。

公益認定を受けた法人には、民法制定の際（明治 29 年）から活動され社会への貢献を続けている法人や新たな課題への研究を支援する法人、海外からの留学生を支援する法人、環境問題に取り組んでいる法人など様々なものがあります。こういった法人が、社会の多様なニーズに応え、より良い社会の形成を担っていくことを期待しています。

○「柔軟かつ迅速」な審査

現在、内閣府では、「柔軟かつ迅速」をモットーに、申請から 4 ヶ月で公益認定等することを目指しており、法人の皆様の意向をできる限り尊重しながら、論点を本質的なものに絞り込んだメリハリのあるスピーディーな審査を心がけています。本年 4 月以降では約 220 件の認定等を行っています。

今後も、多様で良質な公益の担い手を積極的に世に送り出していきたいという考えのもと審査・監督を進めてまいります。

○申請の早期検討のお願い

従来の公益法人からの移行期間（平成 25 年 11 月末まで）が残り 3 年を切りました。まだ時間的余裕を感じている法人関係者もおられるかと思いますが、しかし、移行申請にあたっては、新しい定款など社員総会や理事会で決定を要する事項があり、申請後、当該事項に修正の必要が生じた場合には再度社員総会等を開催することとなるため、慎重に検討を進めていただく必要があります。準備には想定外の期間を要することもあります。内閣府では、これまでも、窓口相談の拡充や業態別説明会への講師派遣などの取組みを進めていますが、さらに申請の検討ポイントなどを解説した動画コンテンツの配信や民間の専門家を活用した相談会の地方開催など、申請サポートの充実に取り組んでいきますので、それらも活用しながら、早期に申請していただくようお願いいたします。

○今後の非営利活動への期待

個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている時代においては、行政部門や民間営利部門だけでは様々なニーズに対応することがより困難となっており、民間非営利部門の活躍が益々期待されていると考えています。

また、寄附やボランティア等の非営利活動への参加は、職場などでは経験できない自己実現の機会を増やすとともに、社会に貢献することの喜びを実感させるものになると考えています。

私たちの一人ひとりの活動により、社会そのものが隅々まで活力に充ち溢れ、「寄附文化」が醸成された厚みと深みのある「全員参画型社会」になることを期待しており、公益認定等委員会としては、審査を通じて、こういった社会形成の一端を担えるよう取り組んでまいります。

公益認定等委員会 委員長 池田守男